



## 追加実費支出申立書

以下のとおり追加実費の支出を申立てます。なお、本申立てについては、当職から被援助者へ説明し、その同意を得ていることを申し添えます。

法テラス	●●	御中		援助番号				
<b>報告日</b>			<b>受任者</b>			<b>登録番号</b>		
<b>被援助者 氏名</b>			<b>罪名</b>					
<b>被害者参加 弁護士としての活 動の有無</b>	選定日  *選定通知書を提出してください。		活動終了日	<input type="checkbox"/> 活動期間中				
現実に入手した金銭等、 または入手する見込み (終結前の請求のみ)	<input type="checkbox"/> 現実に入手した金銭等ではなく、今後金銭等を入手する見込みも無い。 <small>*現実に入手した金銭等がある場合や、入手する見込みがある場合は、中間請求はできません。</small>							
<b>加害者の人数 及び氏名</b>			加害者名(すべて)  名					
<b>事務類型 (いずれかにチェック)</b>	<input type="checkbox"/> 別表10 特定犯罪被害者等代理援助事務類型表第1項に定める行為のみ受任(基本報酬のみの場合) <input type="checkbox"/> 別表10 特定犯罪被害者等代理援助事務類型表第2項に定める行為を含む受任(加算報酬を含む場合) <input type="checkbox"/> (別表10 特定犯罪被害者等代理援助事務類型表第2項に定める行為を受任する場合)死亡やこれに準ずる結果が生じた							
<b>実費明細</b>	<small>※ 内訳の説明資料を添付してください。</small> <small>※ 被害者参加にかかる実費は記載しないでください。</small>							
項目	上限	備考			支出額			
1 鑑定料	10万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医師等から鑑定書について助言を得る場合 33,000円以内</li> <li>● 面会をする場合(1回毎) 22,000円以内</li> <li>● 意見書等を作成してもらう場合 100,000円以内</li> <li>・裁判上の鑑定を実施する場合、訴訟上の準備・進行上不可欠であり裁判所に予納する鑑定料に準するもの。</li> </ul>			¥			
2 申立ての手数料(印紙代)	5万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡やこれに準ずる結果が生じた場合は上限15万円</li> <li>・訴訟上の救助の申立てを必須とする(却下決定等を添付)</li> </ul>			¥			
3 記録謄写料	10万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5,000円超過分のみ追加支出可能</li> </ul>			¥			
4 通訳料	10万円 (通訳人の旅 費及び翻訳料 を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1時間以内 11,000円(延長10分ごと1,100円)</li> <li>● 1回あたりの上限は27,500円とする</li> <li>● 通訳人の旅費は実費支給</li> </ul>			¥			
5 翻訳料		<ul style="list-style-type: none"> <li>● A4用紙1枚 4,950円以内</li> </ul>			¥			
6 カウンセラー費用(旅費込)	5万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医師、臨床心理士又は公認心理師</li> <li>最初の1時間5,000円、以降30分ごとに2,500円加算</li> <li>● 犯罪被害者を支援する団体の専門相談員等</li> <li>最初の1時間は3,000円、以降30分ごとに1,500円加算</li> </ul>			¥			
7 裁判所に納める郵券(郵券に 代わる予納金を含む。)					¥			
8 戸籍謄抄本(除籍及び附票を含 む。)、住民票(除票を含む。)及び外 国人登録原票記載事項証明書					¥			
9 登記簿謄抄本、登記事項証明書、公 園及び地積測量図等並びに固定資 産税評価証明書					¥			
10 弁護士法(昭和24年法律第205号) 第23条の2に基づく照会手数料		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 別表10 特定犯罪被害者等代理援助事務類型表第1項に定める行為のみ受任の場合</li> <li>・項目7~14の合計額が5,000円を超過した場合に超過分のみ追加支出可能</li> </ul>			¥			
11 通信費及び荷造運搬費		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 別表10 特定犯罪被害者等代理援助事務類型表第2項に定める行為を含む受任の場合</li> <li>・各項目で5,000円超過分のみ追加支出可能。ただし、第7項に定める裁判所に納める郵券(郵券に代わる予納金を含む。)は6,400円超過分のみ追加支出可能。</li> </ul>			¥			
12 裁判所に納める申立て手数料のう ち、上記2に含まれないもの					¥			
13 旅費及び宿泊費  *旅費等請求書【様式6-2】の提出が必 要です。					¥			
14 その他犯罪被害者等代理援助案件の追 行に必要かつ相当な費用としてセンター が認めたもの					¥			